給与支払報告書の書き方

【①⑱住所・氏名・個人番号・生年月日】
支払を受ける人の住所（令和９年１月１日時点）・氏名・フリガナ・個人番号・生年月日を正確に記載してください。受給者番号は貴事業所で処理上必要な場合に記載してください。右下の生年月日欄は元号の記載が必要です。

【②（源泉）控除対象配偶者の有無等】
年末調整をしていて控除対象配偶者を有しているとき、又は年末調整をしておらず源泉控除対象配偶者を有しているときは【有】欄に「○」と記載します。控除をしなかった場合や、**配偶者特別控除の適用を受ける場合には何も記載しません。**対象となる配偶者が老人控除対象配偶者である場合には【老人】欄にも「○」と記載します。

【③配偶者（特別）控除の額】
配偶者控除又は配偶者特別控除の適用がある際は、納税義務者の合計所得金額と配偶者の合計所得金額から算出した控除額を記載してください。
【⑪（源泉・特別）控除対象配偶者】
②の（源泉）控除対象配偶者を有している場合、又は配偶者特別控除を適用している場合に配偶者の氏名・フリガナ・個人番号を記載します。また、これらの方が非居住者 **(注)** である場合には、【区分】欄に「○」と記載します。
【⑫配偶者の合計所得】
控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を記載してください。年末調整の適用を受けておらず源泉控除対象配偶者を有しているときは、所得の見積額を記載してください。

【⑤特定親族特別控除の額】
特定親族特別控除の適用がある際は、特定親族の合計所得金額から算出した控除額を記載してください。

【⑥⑨各種保険料の控除額】
小規模企業共済等掛金控除がある場合は、社会保険料控除の金額欄の上段に記載し、下段に社会保険料控除と合算した金額を記載してください。⑨【生命保険料の金額の内訳】と⑬【旧長期損害保険料の金額】に**支払金額**を種類ごと正確に記載してください。

【⑦⑧⑩住宅借入金等特別控除額の内訳】
Ⅰ．年末調整の際に住宅借入金等特別控除の適用がある場合、当該控除の適用数と可能額、住宅借入金等特別控除額を記載します。
なお、適用数が3以上のときには、【⑧(摘要)】欄に3回目以降の住宅借入金等特別控除区分、居住開始年月日及び住宅借入金等年末残高を記載します。
Ⅱ．居住開始年月日は、**和暦**で年、月、日を分けて記載します。
Ⅲ．適用を受けている住宅借入金等特別控除の区分を次のように記載します。

住…一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築を含みます）
認…認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合
増…特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合（市民税・県民税・森林環境税では控除対象外です）
震…東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合

«重要»
当該住宅の取得や増改築が

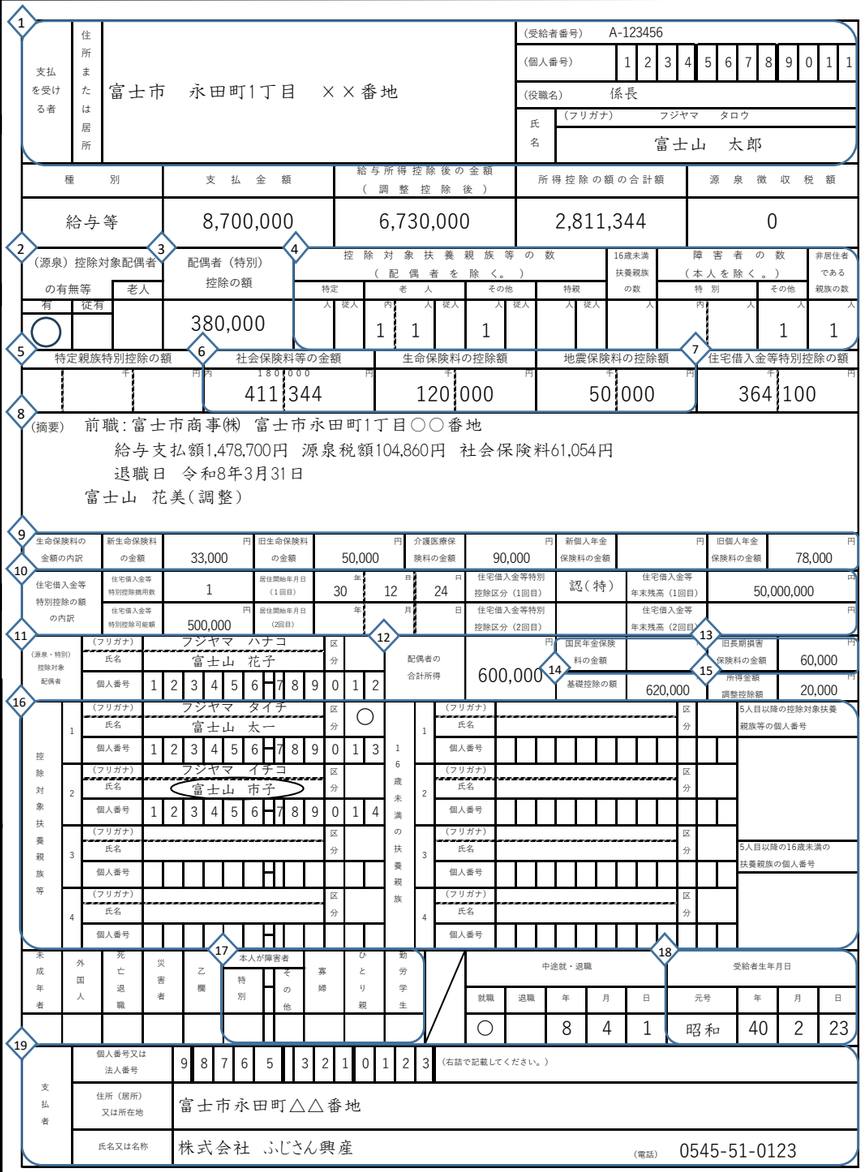
・特例特別特例取得に該当する場合は（特特特）
・特別特例取得、特例取得、特別特定取得に該当する場合は（特特）
・特定取得に該当する場合は（特）

と併記してください。

《例》　認（特）… 認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の適用があり、住宅の取得が特定取得に該当する場合
　　住（特特）… 一般住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の適用があり、住宅の取得が特別特定取得に該当する場合

【⑭基礎控除の額】
基礎控除の額は「給与所得者の基礎控除申告書」から転記してください。

【⑮所得金額調整控除額】
適用がある場合には、所得金額調整控除の額を記載してください。併せて、【⑧(摘要)】に該当する要件の記載が必要な場合があります。



【④⑯扶養親族】
④控除対象扶養親族等（配偶者を除く）、16歳未満の扶養親族、障害者（本人を除く）、非居住者である親族の人数を該当欄に記載してください。

Ⅰ．特定扶養…19歳以上23歳未満（生年月日が平成16年1月2日から平成20年1月1日）
Ⅱ．老人扶養…70歳以上（生年月日が昭和32年1月1日以前）
Ⅲ．16歳未満の扶養親族…16歳未満（生年月日が平成23年1月2日以降）
Ⅳ．特定親族…19歳以上23歳未満で合計所得金額が62万円超123万円以下
Ⅴ．その他扶養…Ⅰ、Ⅱ、ⅢとⅣ以外

⑯控除対象扶養親族等または16歳未満の扶養親族の人数を記載した際には【控除対象扶養親族等】と【16歳未満の扶養親族】欄に対象となる扶養親族等の氏名、フリガナ及び個人番号を記載します。
また、扶養親族等が非居住者 **(注)** である場合には、【区分】欄に「○」と記載します。障害者に該当する場合には、記載した氏名を丸で囲ってください。
控除対象扶養親族等又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合、【5人目以降の控除対象扶養親族等の個人番号】と【5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号】欄に対象となる扶養親族等の個人番号を記載します。

【⑧(摘要)】
Ⅰ．他社や関連会社分など前職の支払金額を合算して年末調整をした場合
前職の支払者の名称・所在地・支払金額・源泉徴収税額・社会保険料・退職年月日を記載してください。
※2社以上の場合はそれぞれ記載してください。
Ⅱ．租税条約
該当する場合は、「租税条約」と記載の上、税務署に提出した「租税条約に関する届出書」のコピーを必ず添付してください。
Ⅲ．控除対象扶養親族等又は16歳未満の扶養親族が５人以上いる場合
5人目以降の控除対象扶養親族等又は16歳未満の扶養親族の氏名を記載します。
Ⅳ．所得金額調整控除
適用がある場合は、該当する要件に応じて記載してください。ただし、「同一生計配偶者」又は「控除対象扶養親族」の氏名が【⑪】又は【⑯】の欄に記載されている場合は、記載を省略することができます。

扶養控除の対象ではない２３歳未満の扶養親族が対象の場合、
《記載例》【⑧(摘要)】に『　富士山　花美（調整）』

Ⅴ．退職所得のある被扶養者
退職手当等（源泉徴収されたものに限る）の支払を受ける配偶者（退職所得を除く所得の見積額が 133 万円以下である人に限る）又は扶養親族を有する場合には、退職手当等の支払を受ける者の氏名（氏名の前には（退）と記載）、退職所得を除いた合計所得金額の見積額、障害の区分並びに国外居住の状況を記載してください。

《記載例》【⑧(摘要)】に『(退)富士山　三郎　350,000円　一般　国外』

Ⅵ．同一生計配偶者
納税義務者の合計所得金額が1,000万円超で、障害者である同一生計配偶者を有し、障害者控除の適用を受ける場合、対象者の氏名を丸で囲み、（同配）と記載してください。なお、個人番号の記載は必要ありません。

《記載例》【⑧(摘要)】に『富士山　花子(同配)』

Ⅶ．生命保険料控除について
23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例について、下記のQRコードを参考に記載してください。

【⑰障害者・寡婦・ひとり親・勤労学生】
支払を受ける人が該当する事項がある場合に「○」を付けてください。

【⑲給与支払者の個人番号又は法人番号】
給与の支払をする人の個人番号又は法人番号を記載します。個人番号を記載する場合は、左端を空白にして右詰めします。

◎扶養控除について
年齢 30 歳以上 70 歳未満の国外に居住する親族は扶養控除の適用対象者から除外されますが、一定の要件に該当すれば扶養控除の対象となります。詳しくは国税庁ホームページ「国外居住親族に係る扶養控除の適用について」を御確認ください。

（注）「非居住者」とは「居住者」以外の個人をいいます。また、「居住者とは、国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人と規定しています。

右のＱＲコードでは「給与支払報告書の書き方」について動画で説明していますので御覧ください。
※本資料は令和８年８月現在の情報に基づいて作成しています。